

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

あさぎり町は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

あさぎり町長

公表日

平成28年11月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例に基づき、対象者及びその保護者に対し、子どもの医療費の一部負担金を助成する事務を行う。 あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 ・受給資格認定申請審査及び受給者証の発行に関する事務 ・保護者の所得状況を把握し、高額療養費該当区分の確認及び県費補助対象確認に関する事務 ・助成対象者及び受給資格者の加入保険情報を把握し、家族療養付加金等対象確認に関する事務 ・助成対象者及び受給資格者情報の管理に関する事務 ・子ども医療費の助成及び支払いに関する事務 ・子ども医療費の返還及び請求に関する事務 ・その他届出等の処理に関する事務
③システムの名称	子ども医療システム、口座管理システム、宛名管理システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受給者ファイル、口座情報ファイル、所得情報ファイル、宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第2項 2 あさぎり町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年あさぎり町条例第32号) 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会事務) 1 番号法第19条第14号 2 番号法第19条第14号に基づき同上第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 第2条 (情報提供事務) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉課
②所属長	生活福祉課長 小見田文男
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 総務課 0966-45-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東1199番地 あさぎり町役場 生活福祉課 0966-45-7214

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

